

草加市人権啓発DVD貸出申請書

年 月 日

草加市長 宛て

氏 名  
申請者 住 所  
電話・F A X

次のとおり、人権啓発DVDの貸出しについて申請及び誓約します。

借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
借用するDVD	
使用場所	
備考	

『誓約事項』

- ① 申請に際し、本人確認のための身分証明書等を提示することを承諾します。
- ② 人権啓発DVDの貸出し及び返却については、借用期間を遵守し、速やかに行います。
- ③ 人権啓発DVDを亡失、き損等した場合は、裏面の「DVDの弁償に関すること」のとおり弁償します。

※ 本人確認：運転免許証・健康保険証・その他（ ）

----- (以下、記入不要) -----

貸出票（申請者保管）

貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
貸出者	
借用するDVD	

(裏面)

#### DVDの弁償に関すること

- ① 借り受けた者がDVDを亡失、き損等した場合は、市にその経緯について報告をすること。
- ② 借り受けた者がDVDを亡失、き損等した場合の取扱いは、民法（明治29年法律第89号）第415条の規定に基づき、次のとおり弁償等を行わなければならない。
  - ア 貸出対象一覧表の1から4については、実費の額を弁償する。ただし、同等のDVDが購入可能な場合は、代納をもって弁償に代えることができる。
  - イ 貸出対象一覧表の5から14については、該当DVDと同容量のDVD版及び企画元からの該当DVDの貸出及び返却に係る郵送費用を弁償する。ただし、借り受けた者が、企画元にライブラリ登録をし、該当DVDを借り受け、増刷したDVDを市に返却できる場合は、増刷したDVDをもって弁償に代えることができる。
- ③ 絶版その他の理由により同等のDVDの弁償が困難な場合は、人権共生課が指定するDVDの代納をもって弁償とすることができる。
- ④ 天災等、借り受けた者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、上記の限りでない。